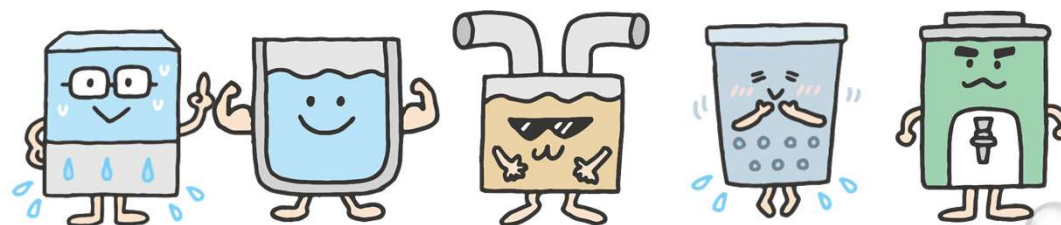


次期下水道施設長期包括業務委託(水の官民連携) におけるサウンディング型市場調査(説明会方式) 説明資料

武蔵野市 環境部 下水道課



むさしの下水道のなかまたち

目次

1. 下水道事業を取り巻く環境
2. 本市下水道事業の概要
3. 本市における現状と課題
4. 水の官民連携における本市での導入に向けた考え方
5. 次期下水道施設長期包括業務委託事業スキーム(案)
6. 参加資格要件
7. 今後の予定について



Dr.シントー
(雨水貯留浸透施設)

1. 下水道事業を取り巻く環境



うすいちゃん

昨今の下水道事業を取り巻く社会情勢

- ・下水道施設の老朽化、下水道経営の健全化等、下水道事業が抱える様々な課題に対応し、持続的な下水道サービスの提供が求められている。

老朽化

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が急速に進行している。

令和7年1月には埼玉県八潮市にて下水道管路破損に起因する大規模な道路陥没事故も起きており、下水道施設の老朽化対策は喫緊の課題となっている。

国民の安全・安心を守るため、下水道施設の機能を確保しつつ、トータルコストの縮減・平準化等を図り、計画的な維持管理・更新を進める必要がある。

インフラマネジメント

下水道は人々の安全・安心な都市生活や社会経済活動を支える重要な社会インフラであり、代替手段の確保が困難なライフラインである。

下水道機能を途切れなく持続的なものとするため、民間活力を生かした包括的民間委託の導入や、ストックマネジメント計画に基づく計画的・効率的な老朽化対策が求められている。

基盤強化

国では、将来にわたって強靱で持続可能な下水道事業を実現するため、広域連携や経営健全化、官民連携など、基盤強化に向けた取組が重要であるとし、上下水道政策の基本的なあり方検討会において、その方向性が議論されている。

下水道事業におけるPPP/PFIの動向

PPP/PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)

PPP/PFI推進アクションプラン

- 財政状況が厳しさを増す中、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務である。
- このような中で、国はPPP／PFIについて抜本的な改革を行うこととし、民間資金等活用事業推進会議における従前の決定事項の趣旨も踏まえ、新たに、その目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めることとした。
- 国は本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に多様なPPP／PFIが重要であるとし、「PPP／PFI推進アクションプラン」を策定した。
- 令和5年度改訂版で新たにウォーターPPPの多様な官民連携方式の導入が示された。
- 令和7年度より、ウォーターPPPの呼称が「水の官民連携」へ変更された。

アクションプランに基づく水の官民連携の動向

水の官民連携の概要

水の官民連携とは

・水の官民連携とは、下水道、水道、工業用水道分野において、PPP/PFI手法のうち、より民間の運営の自由度が高いとされている公共施設等運営事業(コンセッション方式)と**管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)**の2つの手法を総称したもの。上下水道が抱える課題の解決に向け、地方公共団体による「水の官民連携」の導入検討が活発化している。

管理・更新一体マネジメント方式の要件

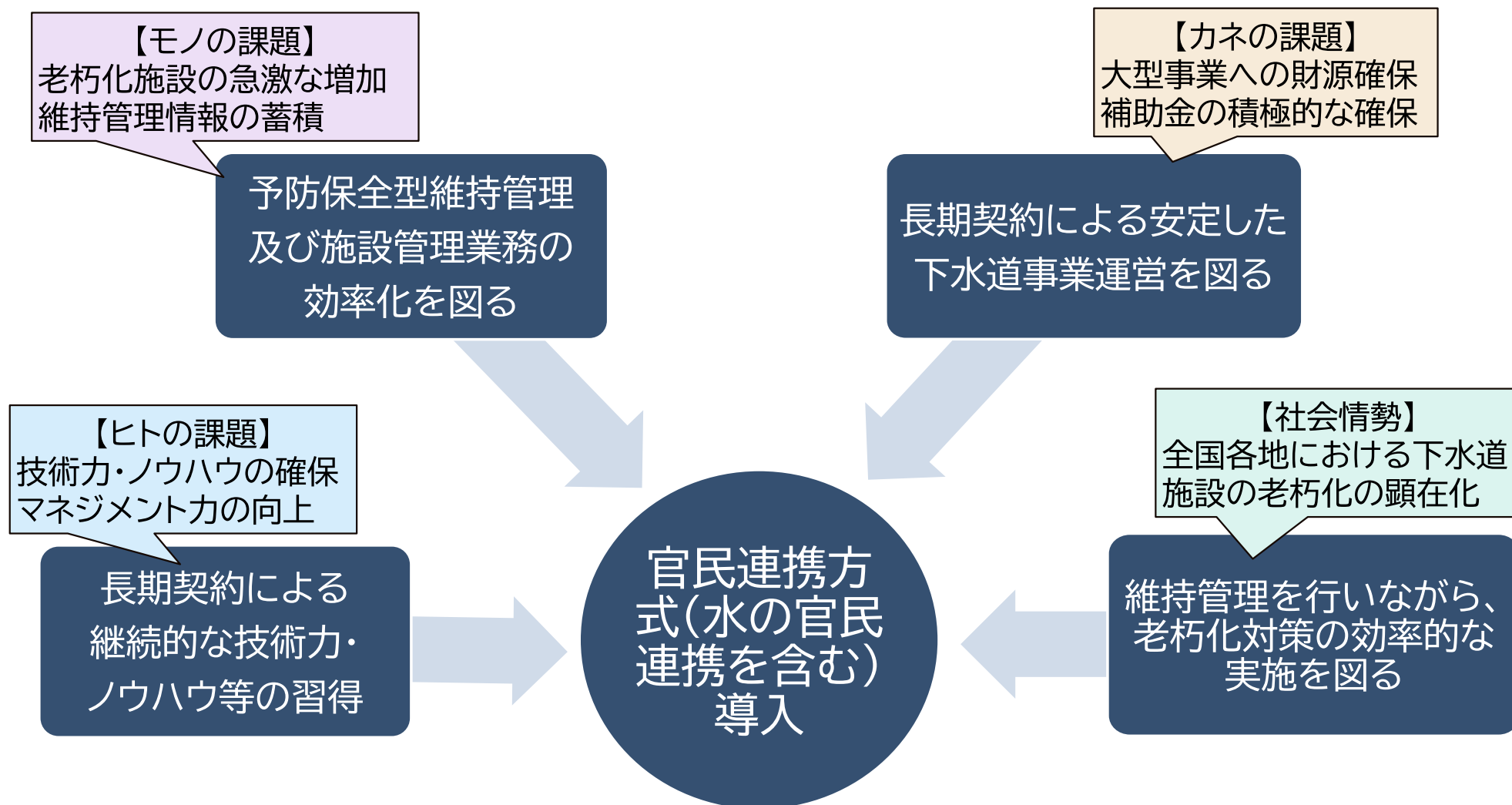
①**長期契約**(原則10年) ②**性能発注** ③**維持管理と更新の一体マネジメント** ④**プロフィットシェア**

管理・更新一体マネジメント方式は事業・経営の課題解決策の一つ



官民連携方式導入の必要性

- ・下水道事業が抱える課題に対し、官民連携方式(水の官民連携を含む)は効果的な取り組みとして、採用する地方公共団体が増加傾向にある。



2. 武蔵野市下水道事業の概要



うすいちゃん

武蔵野市下水道事業の沿革概要

昭和26年:都市計画決定・下水道事業計画認可取得

昭和45年:武蔵野第1処理区

(神田川排水区、善福寺川排水区の一部)供用開始

昭和49年:武蔵野第2処理区(野川排水区)の一部供用開始

昭和59年:武蔵野第3処理区(石神井川排水区)の一部供用開始

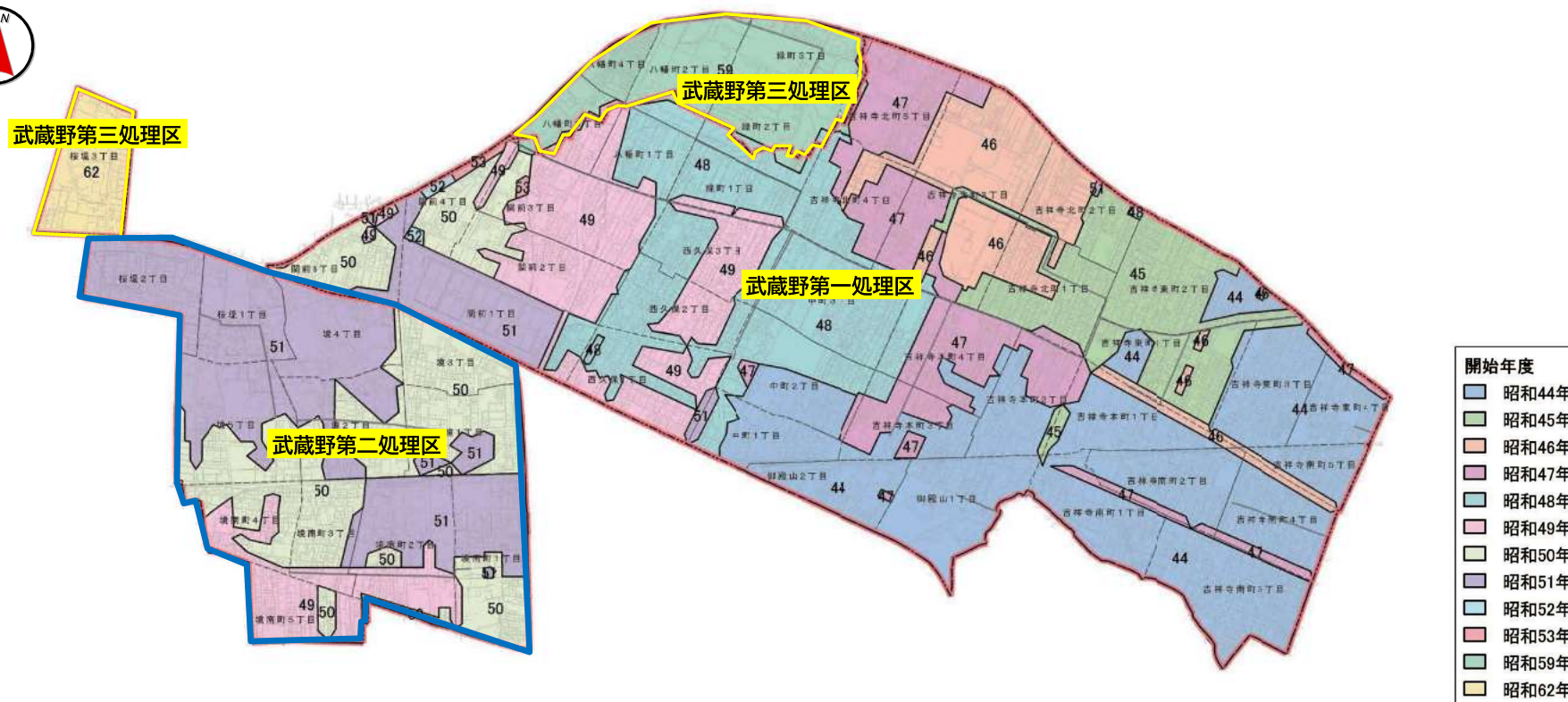
昭和62年:普及率100パーセントを達成

平成9年 :受益者負担金制度廃止

令和6年 :武蔵野市下水道施設長期包括業務委託を試行的に導入

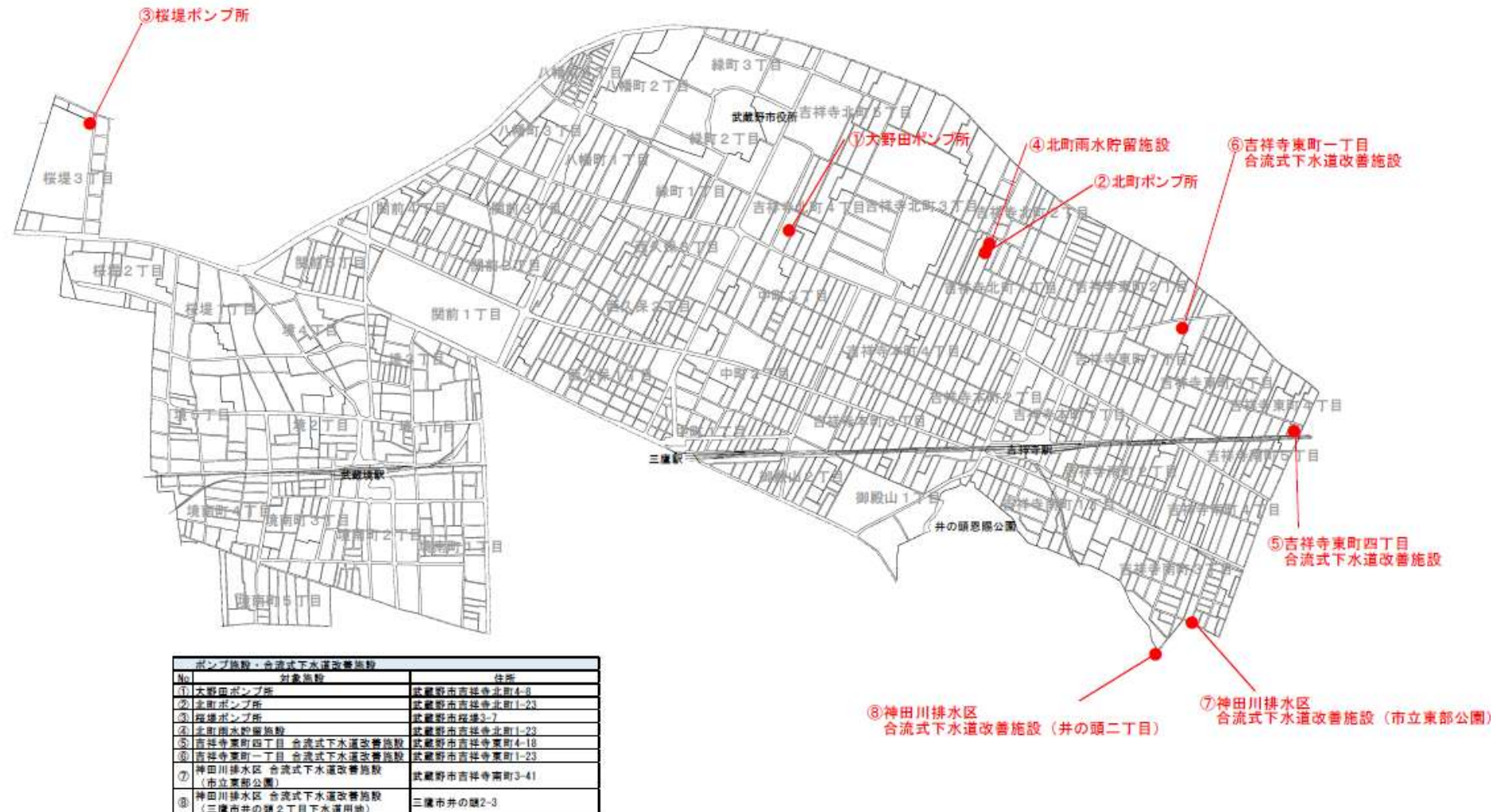
下水道事業の整備状況

項目	武蔵野第1処理区	武蔵野第2処理区	武蔵野第3処理区
面積(ha)	727	256	90
排除方式	合流式	合流式	分流式
処理開始年月日	昭和45年1月	昭和49年4月	昭和59年7月
主要な管さよ延長(m)	209,800	74,700	汚水 11,400 雨水 14,500
ポンプ所	大野田ポンプ所 北町ポンプ所	—	桜堤ポンプ所
雨水貯留施設	北町雨水貯留施設	—	—
合流改善施設	神田川排水区(東部公園) 神田川排水区(井の頭二丁目) 吉祥寺東町一丁目 吉祥寺東町四丁目	—	—



公共下水道処理開始状況図(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))

位置図(ポンプ所・合流改善施設・雨水貯留施設)



位置図(雨水貯留・浸透施設)



雨水貯留・浸透施設							
No	対象施設	住所	貯留量(m ³)	No	対象施設	住所	貯留量(m ³)
①	第四小学校	武蔵野市吉祥寺北町2-4-5	500	⑭	第六中学校	武蔵野市境3-20-10	400
②	井之頭小学校	武蔵野市吉祥寺本町3-27-19	500	⑮	千川小学校	武蔵野市八幡町3-5-25	400
③	第四中学校	武蔵野市吉祥寺北町5-11-41	600	⑯	境南小学校	武蔵野市境南町2-27-27	400
④	本宿小学校	武蔵野市吉祥寺東町4-1-9	500	⑰	桜野小学校	武蔵野市桜堤1-8-19	550
⑤	大野田小学校	武蔵野市吉祥寺北町4-11-37	450	⑱	北町雨水貯留施設	武蔵野市吉祥寺北町1-23	4,500
⑥	関前南小学校	武蔵野市関前3-37-26	500	⑲	市立みやび青葉公園	武蔵野市吉祥寺北町2-16	200
⑦	第三中学校	武蔵野市吉祥寺東町1-23-8	600	⑳	市立うさぎ山公園	武蔵野市吉祥寺北町4-8	99
⑧	第五中学校	武蔵野市関前2-10-20	800	㉑	市立わんぱく公園	武蔵野市吉祥寺北町4-8	200
⑨	第五小学校	武蔵野市関前3-2-20	500	㉒	市道第122号線	武蔵野市吉祥寺北町1丁目	30
⑩	第一小学校	武蔵野市吉祥寺本町4-17-16	500	㉓	末広通り第三駐輪場	武蔵野市吉祥寺南町2-14	22
⑪	第三小学校	武蔵野市吉祥寺南町2-35-9	500	㉔	市道第194号線	武蔵野市境南町5丁目	17
⑫	第一中学校	武蔵野市中町3-9-5	600	㉕	市道第135号線	武蔵野市桜堤3丁目	19
⑬	第二小学校	武蔵野市境4-2-15	500	㉖	市道第135号線	武蔵野市桜堤3丁目	16

位置図(下水道用地)



下水道用地		
No	対象施設	住所
①	吉祥寺北町大野田ポンプ場	武蔵野市吉祥寺北町4-8
②	吉祥寺東町一丁目下水道合流改善施設	武蔵野市吉祥寺東町1-23
③	三鷹市井の頭通二丁目下水道用地	三鷹市井の頭2-3
④	吉祥寺南町三丁目下水道用地	武蔵野市吉祥寺南町3-17
⑤	関前四丁目下水道用地	武蔵野市関前4-5
⑥	西荻北三丁目緑地	杉並区西荻北3-38

③ 三鷹市井の頭通二丁目下水道用地 (神田川排水区合流式下水道改善施設)

位置図(吐き口)

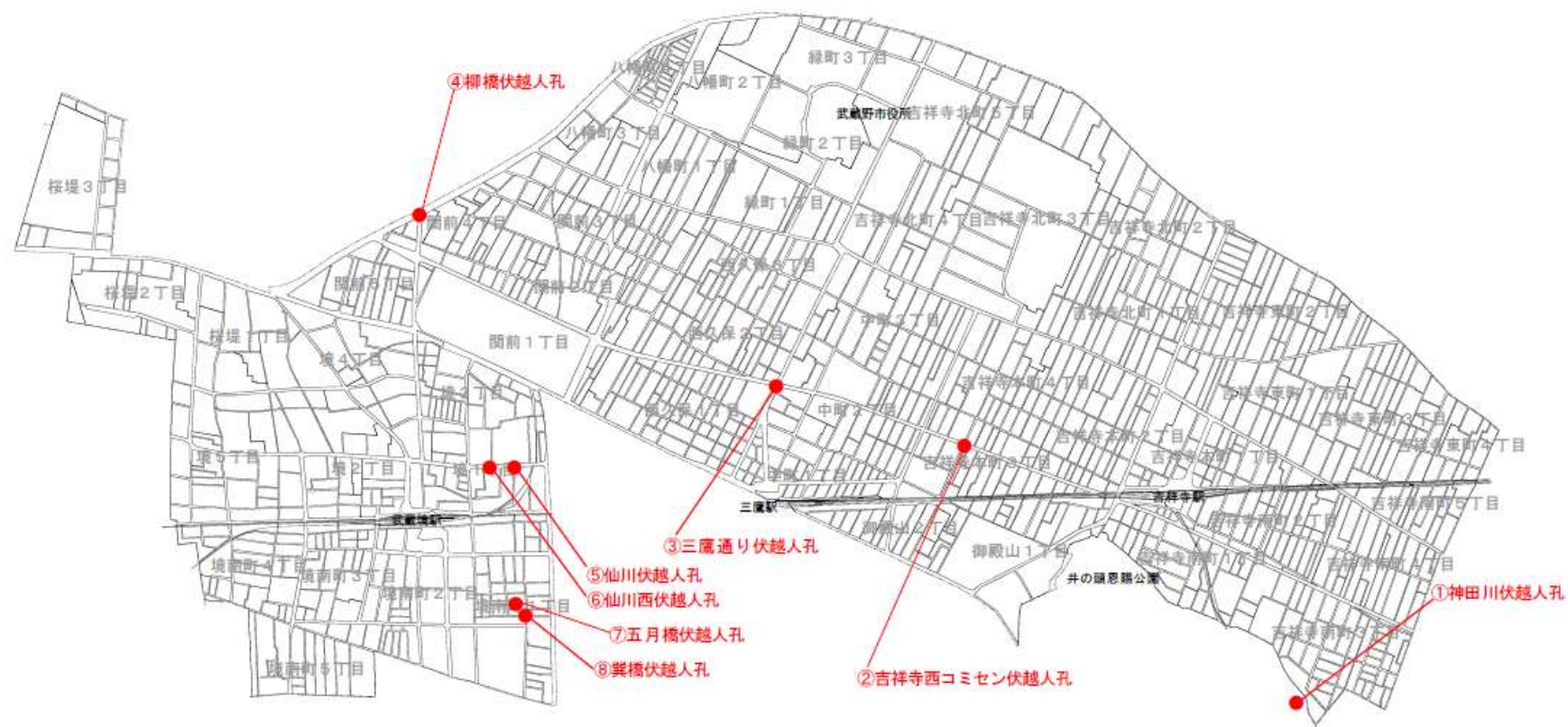


吐口		
No	対象箇所	住所
①	原寺分橋吐口 (武蔵野第1処理区)	杉並区西荻北4丁目
②	原橋吐口 (武蔵野第1処理区)	杉並区西荻北3丁目
③	第2吐口 (武蔵野第1処理区)	武蔵野市吉祥寺南町3丁目
④	第3吐口 (武蔵野第1処理区)	三鷹市井の頭2丁目
⑤	石神井 右1 (石神井川排水区)	西東京市東伏見3丁目
⑥	武蔵野1吐口 (武蔵野第2処理区)	武蔵野市境5丁目
⑦	武蔵野2吐口 (武蔵野第2処理区)	武蔵野市境5丁目
⑧	武蔵野3吐口 (武蔵野第2処理区)	武蔵野市境2丁目
⑨	武蔵野4吐口 (武蔵野第2処理区)	武蔵野市境南町3丁目
⑩	武蔵野5吐口 (武蔵野第2処理区)	武蔵野市境南町5丁目

※⑥武蔵野1吐口から⑩武蔵野5吐口については、流域下水道への接続部



位置図(伏越し)



伏越し施設		
No.	対象施設	住所
①	神田川伏越人孔	三鷹市井之頭2-4先
②	吉祥寺西コミセン伏越人孔	武蔵野市吉祥寺本町3-18先
③	三鷹通り伏越人孔	武蔵野市中町2-4先
④	柳橋伏越人孔	武蔵野市関前4-9先
⑤	仙川伏越人孔	武蔵野市境1-22先
⑥	仙川西伏越人孔	武蔵野市境1-18先
⑦	五月橋伏越人孔	武蔵野市境南町1-23先
⑧	箕橋伏越人孔	武蔵野市境南町1-27先

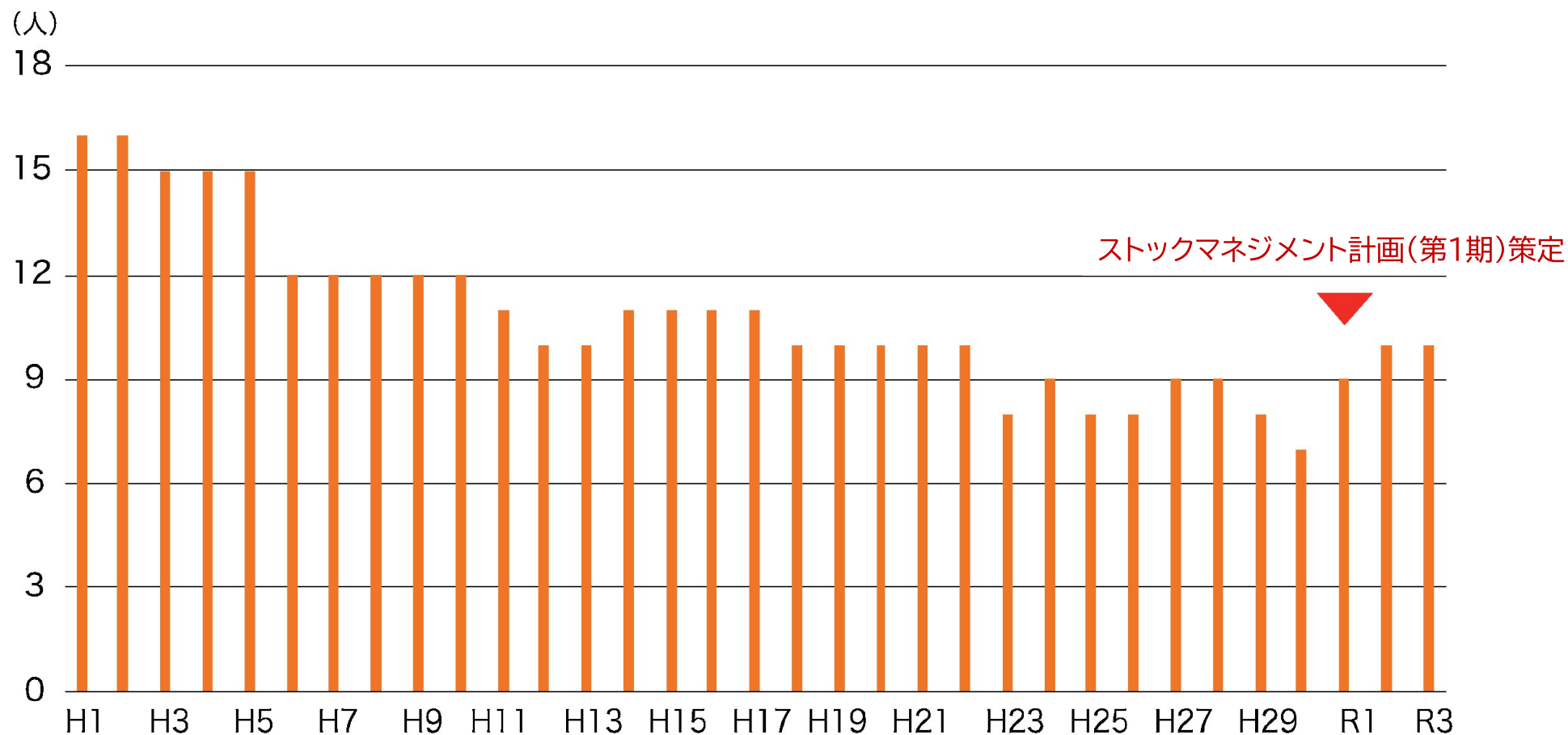
3. 武蔵野市における現状と課題



おすいくん

ヒトの現状

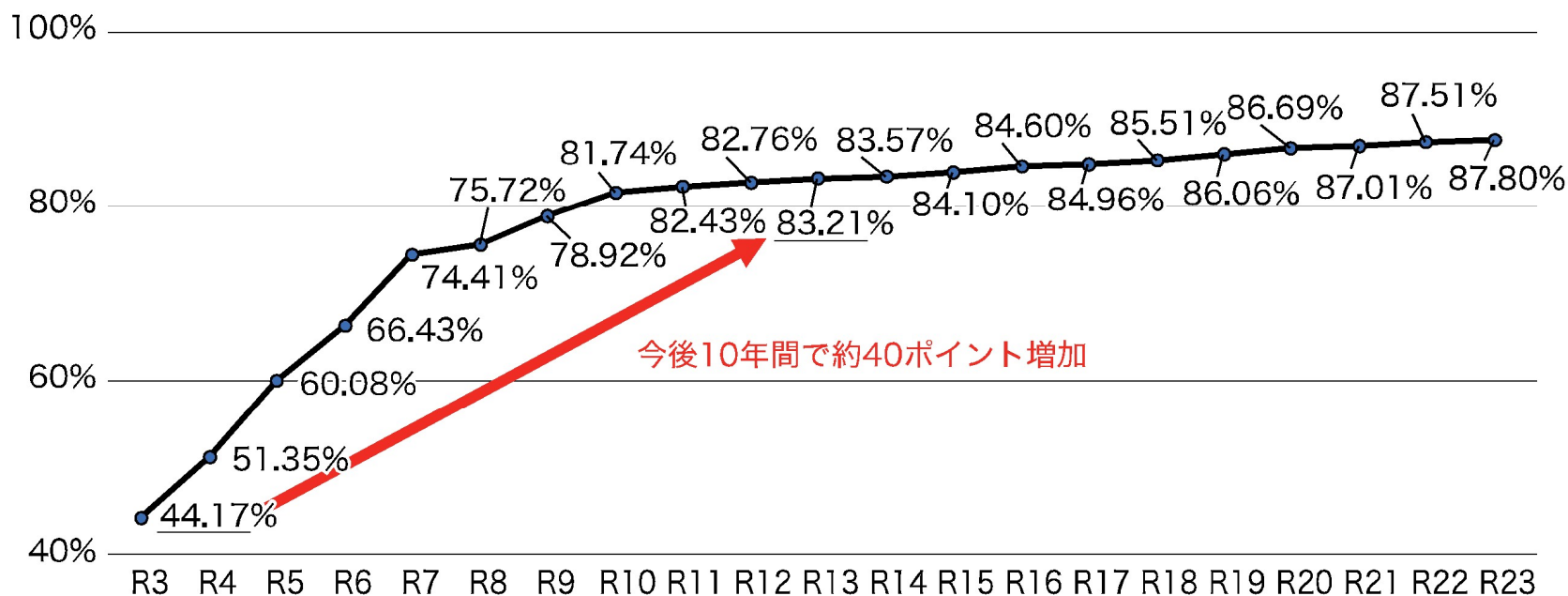
- ・下水道普及率100%を達成した昭和62年頃からは維持管理主体の業務に移行したことで、下水道課の技術系正規職員は減少傾向。
- ・今後増大する改築を着実に実行できる執行体制の確保に向け、限られた技術系職員でも対応可能な業務手法の検討が必要。



本市下水道課における技術系正規職員数の推移(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))

モノの現状

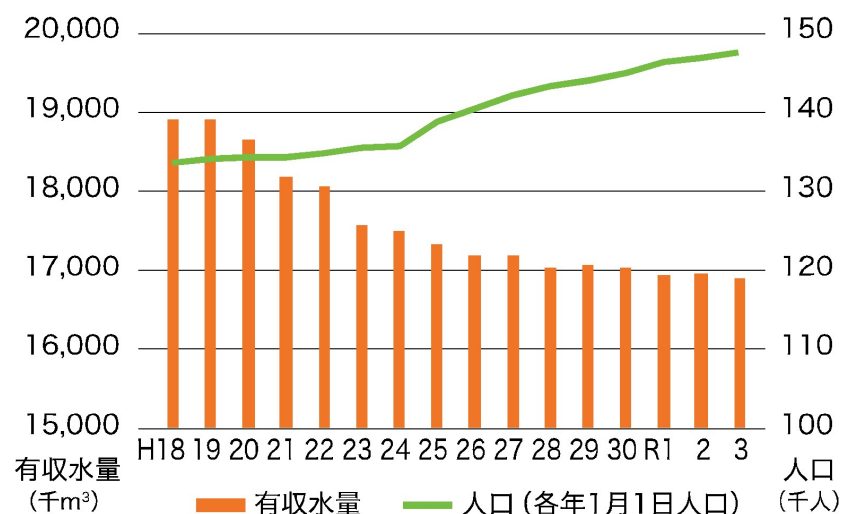
- ・本市は昭和27年度に下水道施設の整備に着手し、現在の管きょ総延長は約310km（令和7年度末時点）となっている。
- ・法定耐用年数を超える管きょの割合は、令和3年度末時点では約44%（令和7年度末時点実績は約75%）だが、令和13年度には約83%と、急激に増加する見込みである。



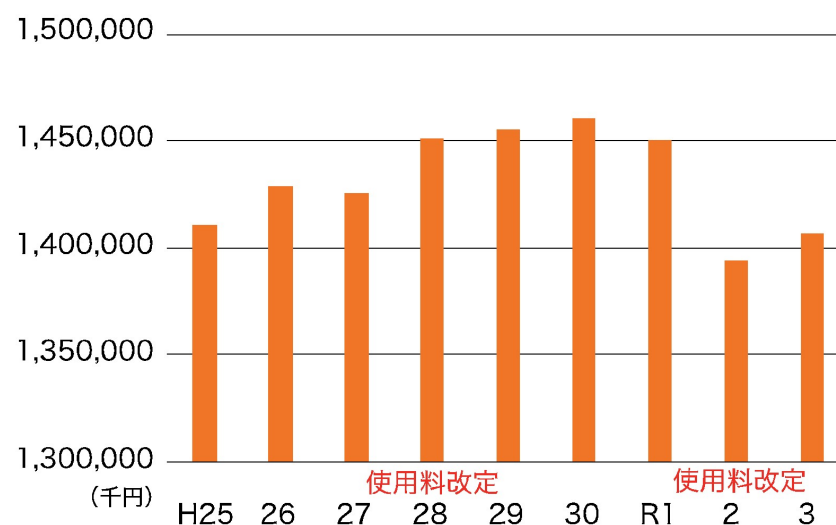
今後30年間における50年経過管きょの延長割合
（出典：武蔵野市下水道総合計画（2023））

カネの現状

- ・近年の市内の人口は増加傾向にあるものの、市民の節水意識の高まりや製品の節水能力の向上等に伴い、有収水量は減少傾向にある。
- ・下水道使用料体系は従量制度及び累進制度を採用しているため、使用料単価が高い事業者や飲食店による有収水量の減少により、令和2年4月に使用料の改定を行ったにもかかわらず減収となっている。



行政人口と有収水量の推移
(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))



下水道使用料収入の推移
(出典:武蔵野市下水道総合計画(2023))

武蔵野市下水道事業の課題

ヒト

- ・近年の技術系職員の減少傾向も踏まえ、限られた人員で現状業務及び今後増加が見込まれる改築業務等に対応するため、安定的な執行体制を確保し、持続的な下水道サービスの提供が必要である。

モノ

- ・急増する老朽化施設に対し、「ストックマネジメント計画」に基づく計画的な点検・調査により施設の状態を把握し、効率的な修繕・改築を実施する必要がある。
- ・「ストックマネジメント計画」の精度向上に向け、蓄積した点検・調査結果を定期的に計画へ反映する必要がある。

カネ

- ・今後の改築需要に備え、「ストックマネジメント計画」に基づく計画的・効率的な修繕・改築の実施等、継続的なコスト縮減を図る必要がある。
- ・下水道施設の設置または改築には、国や東京都の補助金等を活用をしている。今後も、重要な財源である補助金を確保するため、交付要件の動向等に注視する必要がある。

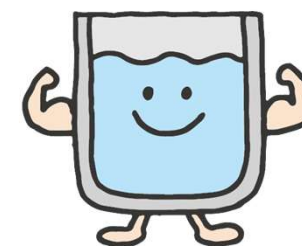
武蔵野市下水道施設長期包括業務委託の概要と効果

委託名称	武蔵野市下水道施設長期包括業務委託		
事業期間	4年間(令和6年4月1日～令和10年3月31日)		
受託者	むさしの下水道管路共同企業体		
業務委託料	1,591,685,700円(税込み)	業務実施範囲	武蔵野市内全域 (一部市外を含む)
対象施設	管路施設(管きょ、マンホール、公共ます、取付け管、吐口、伏越し)、雨水貯留浸透施設、下水道用地、ポンプ施設(一部業務)		
対象業務	(3条予算) ・統括管理業務 ・計画的維持管理業務 ・住民対応等業務 ・問題解決業務 ・計画策定支援業務 (4条予算) ・改築業務		
発注区分	仕様発注		
業務委託の主な目的	老朽化対策へ対応する執行体制の確保と経営の安定化		



官民双方の知見を出し合い、共同企業体の構成員の連携により、
下水道施設の異常に実効的対処を達成し、持続可能な事業運営体制を強化できた。 20

4. 水の官民連携における 本市での導入に向けた考え方



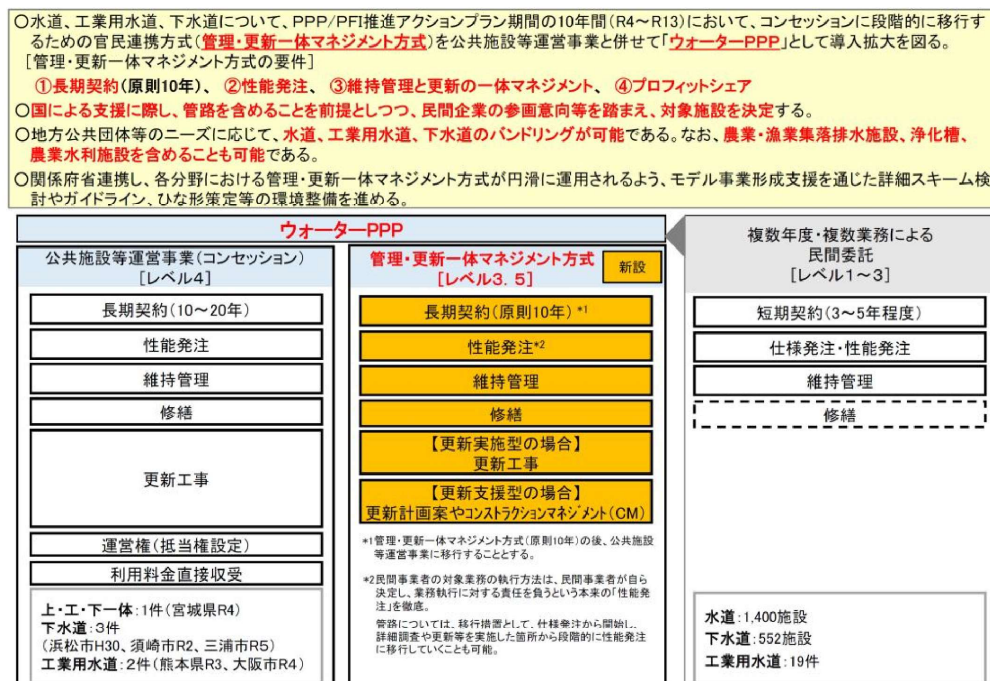
チョリさん
(雨水貯留施設)

水の官民連携の概要

・「水の官民連携」は、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称である

- レベル4は、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式
- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式であり、レベル4に段階的に移行することを見据え、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式

図表 1-1 「水の官民連携」の概要



出典)内閣府「ウォーターPPPの概要」(R5.6)

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)

包括的民間委託と水の官民連携の要件の整理

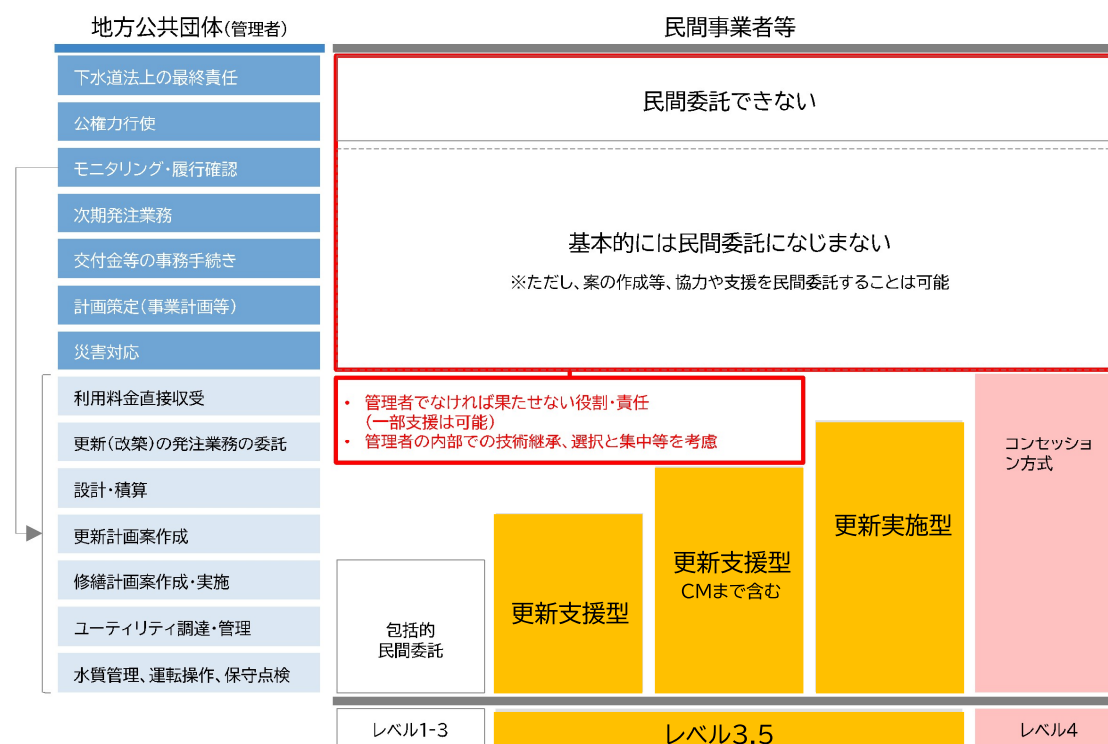
項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3、5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
運営権の設定		有	無	無
料金(水道・工業用水道)・ 使用料(下水道)・ 利用料金(コンセッション)	収受者	料金・使用料:自治体が収受 利用料金(PFI法):運営権者が収受	料金・使用料:自治体が収受	料金・使用料: 自治体が収受
	決定 方法	料金・使用料:条例で定める 利用料金:条例で上限設定が一般的	料金・使用料:条例で定める	料金・使用料: 条例で定める
契約期間		10年～20年(実績ベース)	原則10年	3～5年程度
維持管理	原資	利用料金	(更新実施型)サービス対価 (更新支援型)委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み(例)	・水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮されている限り、契約で定めた利用料金を収受する。 ・従業員数や資機材使用量等は民間の自由裁量で、期中のコスト削減分は、民間の利益となる。 ・性能基準を満たさない場合は、減額措置等あり。	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価もしくは委託料」に読み替える。) ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	支払い	・民間資金部分:利用料金で回収 ・補助金・地方債部分:出来高払い等	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	自由度の確保	・民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度の更新計画案を策定し管理者と協議、調整、合意する。 ・民間事業者が各工事を実施。	(更新実施型)同左 (更新支援型)例えば運営開始後3年毎等に更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	—
	プロフィットシェア	—	・契約後VEの活用等 (更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)	—

レベル3.5とは

・レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

- レベル3.5は、レベル4に準ずる効果・メリットを期待でき、公共施設等運営権の設定を必要としないこと等から、レベル4よりも取り組みやすいもの
- レベル3.5とレベル1～3は、事業期間の長短、性能発注の程度、修繕や改築に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

図表 1-2 レベル3.5の業務範囲(イメージ)



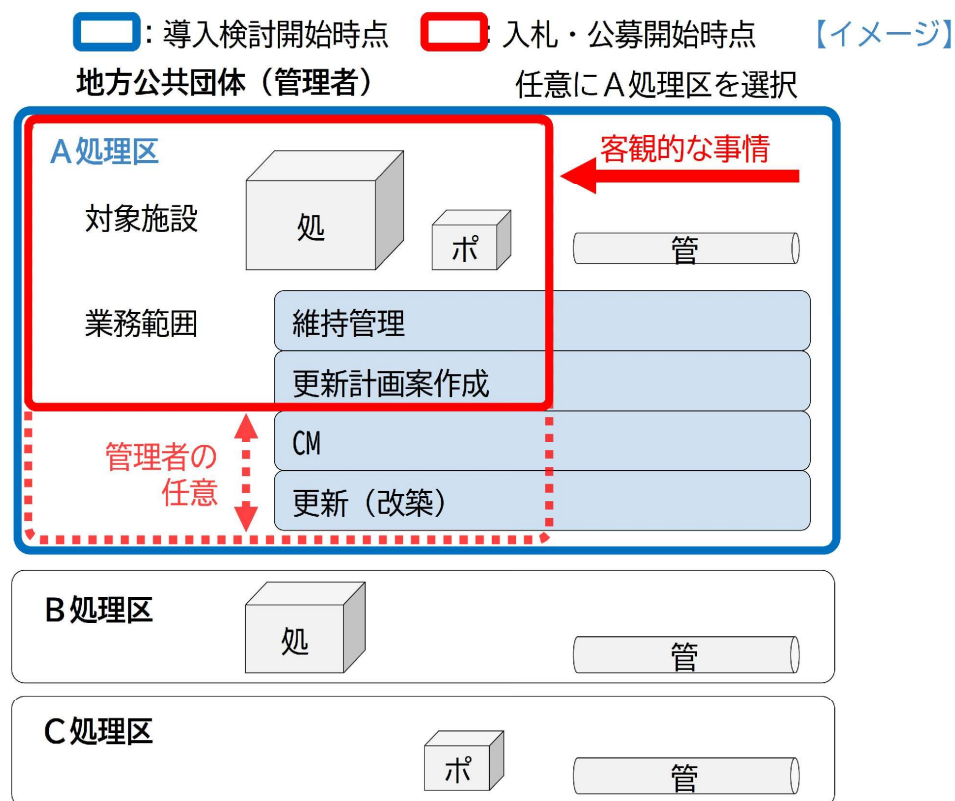
出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)一部加筆

対象とする施設及び業務の考え方

・少なくとも一つの処理区に対し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

- 一般論として、事業規模が大きいほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等が期待される
- 少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



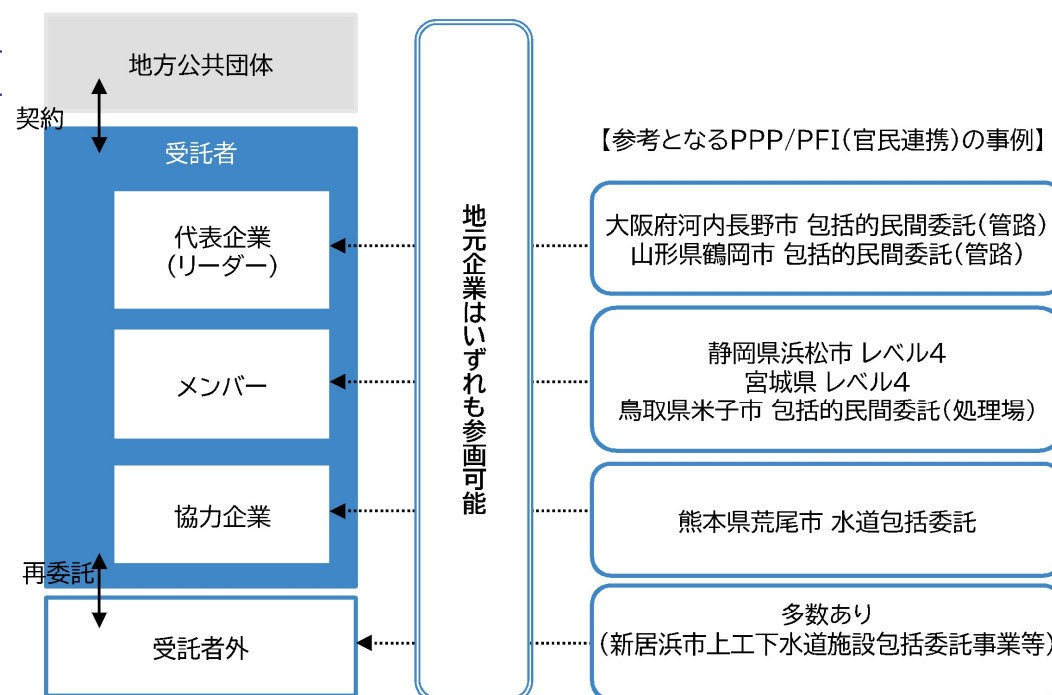
出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)一部加筆

地元企業の参画の考え方

- ・上下水道の維持管理は24時間365日、緊急的な対応を求められるため、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。レベル3.5における地元企業の参画については、多様な対応が可能であり、先行事例では地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫が見られる。
- ・管理者は地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する必要がある。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

- 地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、レベル3.5との関係でも重要な存在
- 特に、上下水道の維持管理は24時間365日、緊急な対応が求められるため、即応体制の確保が重要
- レベル3.5における地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンを想定



水の官民連携の4要件 ①長期契約(原則10年)

・契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
 - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
 - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
 - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
 - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合(詳細は、本ガイドライン【レベル3.5実施編】第2章を参照されたい。)

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)

【当市の想定する契約期間】

10年間(令和10年4月1日～令和20年3月31日)

水の官民連携の4要件 ②性能発注

- ・性能発注を原則とする。
- ・ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に移行していくことも可能

- 性能発注は、管理者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
- 性能規定の例は、次の通り
 - 管路施設: 人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行5条令第12)を実施すること

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)一部加筆

【当市の想定する性能発注】

段階的な移行を検討中

(移行時期は受託者との協議により決定する)

水の官民連携の4要件 ③管理・更新一体マネジメント(1/3)

・維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

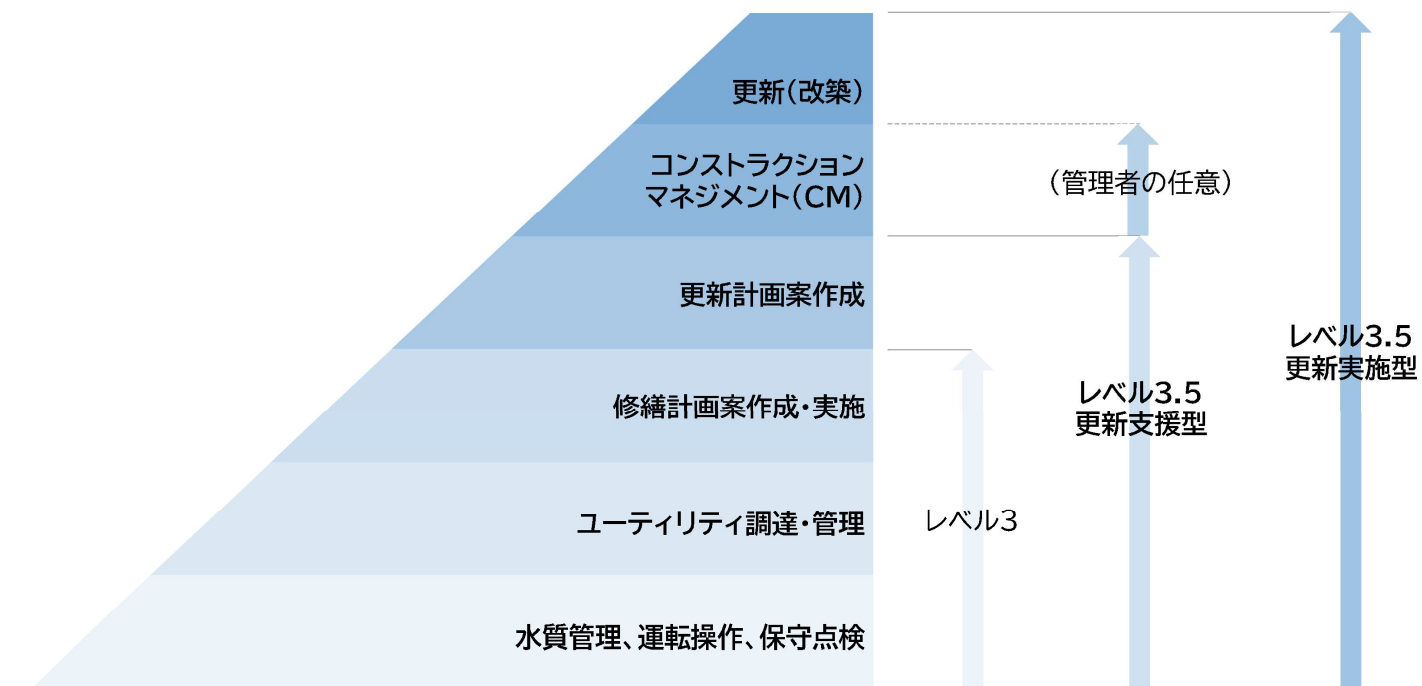
更新支援型	更新実施型
■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ※含む場合 ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。	■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設の改築(の発注) ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)

水の官民連携の4要件 ③管理・更新一体マネジメント(2/3)

- 「維持管理と更新の一体マネジメント」の趣旨を踏まえ、レベル3までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」
※コンストラクションマネジメント(ピュア型CM方式)まで含むか否かは管理者の任意
- 改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」
- レベル3.5においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待
- 「更新支援型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)以外の業務を一括で受託者に委ねることができる
- 「更新実施型」は、更新工事(改築の発注業務の委託)を含めて一括で受託者民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい

図表 2-2 更新実施型と更新支援型のイメージ

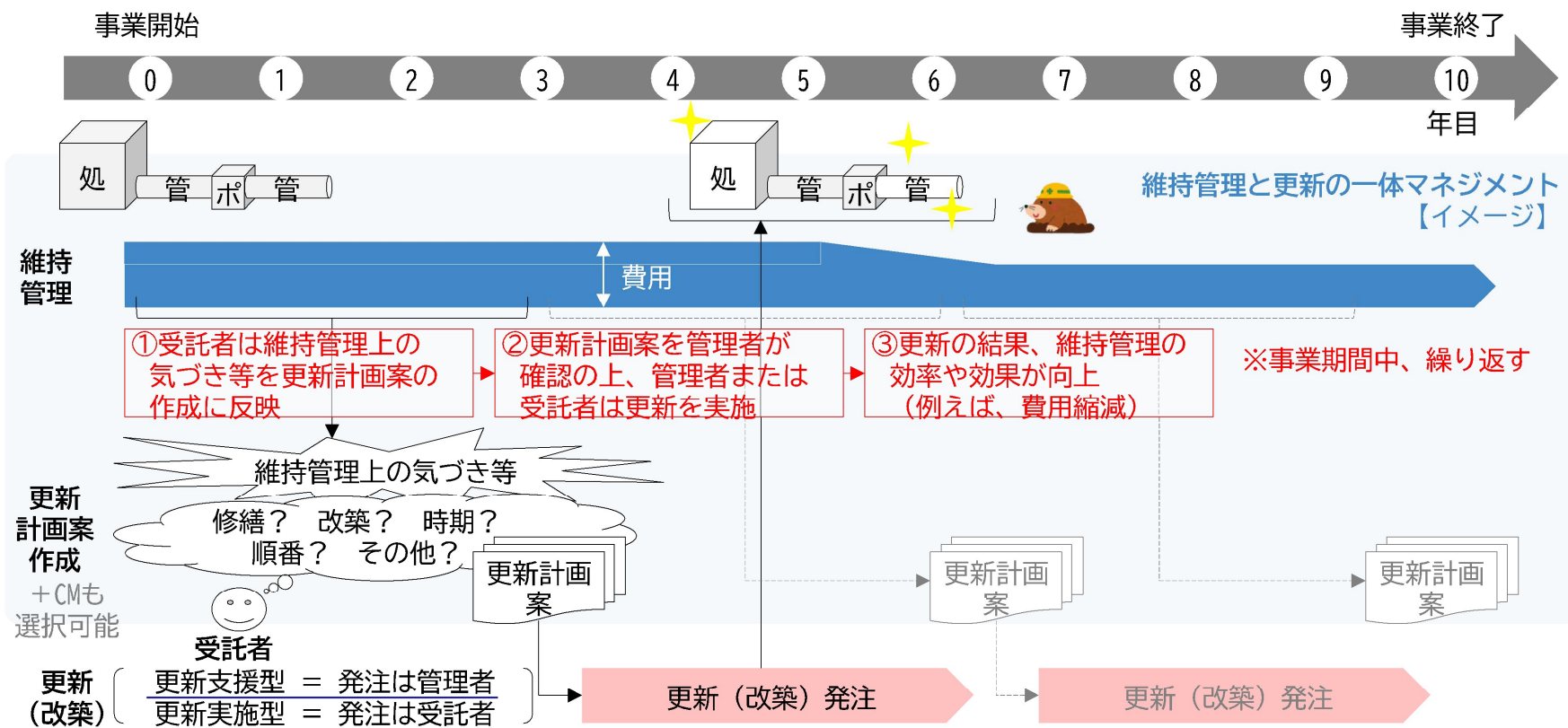


出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)一部加筆

水の官民連携の4要件 ③管理・更新一体マネジメント(3/3)

- ①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上(例えば、費用縮減)することを事業期間中、繰り返すイメージ
- 更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものを想定

図表 2-3 維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



※更新実施型の場合、受託者のもと維持管理と調整して更新（改築）を実施可能等の効果・メリットも考える

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)

【当市の想定する管理・更新一体マネジメント】

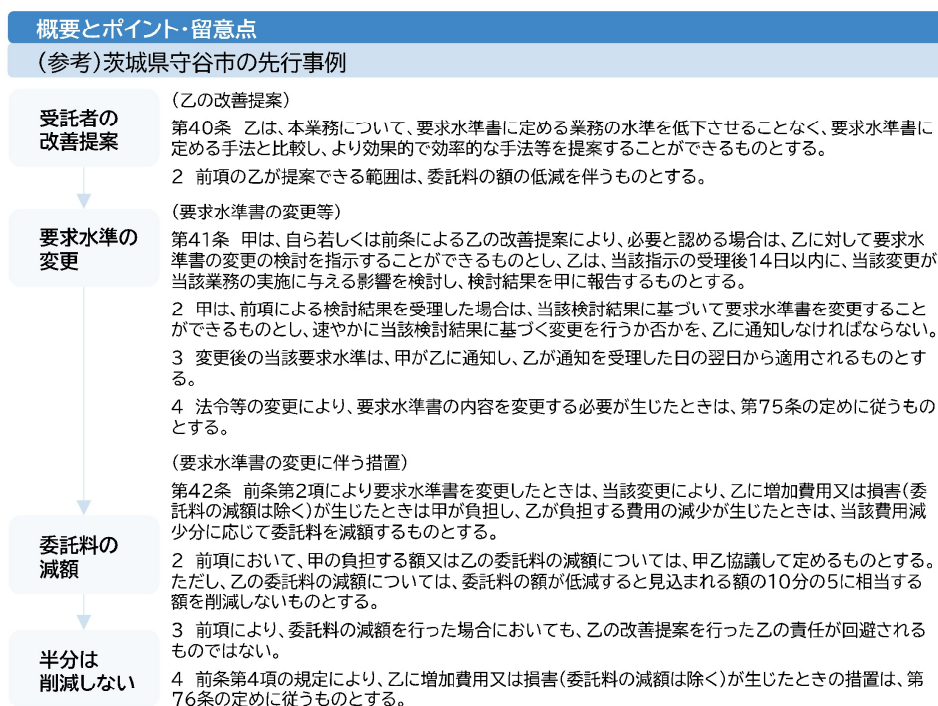
管理・更新一体マネジメントレベル3.5(更新支援型)+改築工事

水の官民連携の4要件 ④プロフィットシェア

・事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属

図表 2-4 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託(参考)



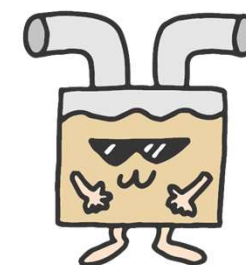
出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

出典:「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」(令和8年4月 国土交通省)

【当市の想定するプロフィットシェア】

配分率は、受託者との協議により決定する

5. 次期下水道施設長期包括業務委託 事業スキーム(案)



ゴウリュー
(合流改善施設)

次期下水道施設長期包括業務委託の概要(案)

事業方式	水の官民連携(管理・更新一体マネジメント／更新支援型)+改築工事	
事業期間	10年間(令和10年4月1日～令和20年3月31日)	
業務実施範囲	武蔵野市内全域(一部市外を含む。)	
対象施設	管路施設(管きょ、マンホール、公共ます、取付け管、吐口、伏越し)、 雨水貯留浸透施設、下水道用地、ポンプ施設(一部業務)	
対象業務	(3条予算) ・統括管理業務 ・計画的維持管理業務 ・住民対応等業務 ・問題解決業務 ・計画策定支援業務	(4条予算) ・改築業務
発注方法	仕様発注から性能発注へ段階的な移行を想定	
選定方式	公募型プロポーザル	



- 現在の長期包括業務委託の業務範囲の拡大
- 管理・更新一体マネジメントによる業務の効率化

対象業務(案)

- ・令和6年度から試行的に行った下水道施設長期包括業務委託を踏まえ、現在予定している対象業務は以下のとおりである。
- ・対象業務は、アンケート結果等を踏まえ変更する可能性がある。

業務名称	分類	業務内容(想定)
統括管理業務	一元管理業務	本業務の一元管理等
	データ管理業務	データ管理等
	更新計画案作成業務	更新計画案作成
計画的維持管理業務	計画的点検調査	ストックマネジメント計画に基づく調査点検
	計画的清掃等	定期的に行う調査点検・清掃、用地管理等(ポンプ所の施設を含む)
	修繕設計(管きよ、伏越し)	管きよの修繕設計及び伏越し施設の調査設計
	修繕工事等	ストックマネジメント計画に基づく修繕工事
	(ストックマネジメント修繕、小規模工事、伏越し修繕)	小規模工事(道路工事に伴う人孔口環改修等) 伏越し施設修繕工事
住民対応等業務	住民対応業務	下水道施設に関する住民対応・苦情対応、台風待機、大型連休(GW・年末年始等)パトロール等
	緊急対応(調査点検・清掃)	緊急的な調査点検・清掃(ポンプ所の施設を含む)
	緊急対応(維持管理)	緊急的な維持修繕工事
問題解決業務	臭気対策(調査)	臭気苦情に基づく臭気調査および対策必要箇所の特定
	現場確認・調査 (各種計測機械の設置)	その他、対策必要箇所への各種計測機械の設置
	水質調査	合流式下水道雨天時放流水質調査(採水、流量計測、BOD分析)
改築業務	改築設計	ストックマネジメント計画で改築が必要と判定された路線の改築設計
	改築工事	詳細設計済路線の改築工事
計画策定支援業務	ストックマネジメント計画 実施方針等見直し	次期ストックマネジメント計画の策定(ポンプ所の施設を含む)

朱字は前回のサウンディング調査における対象業務(案)からの追加箇所である

基本契約と年度協定

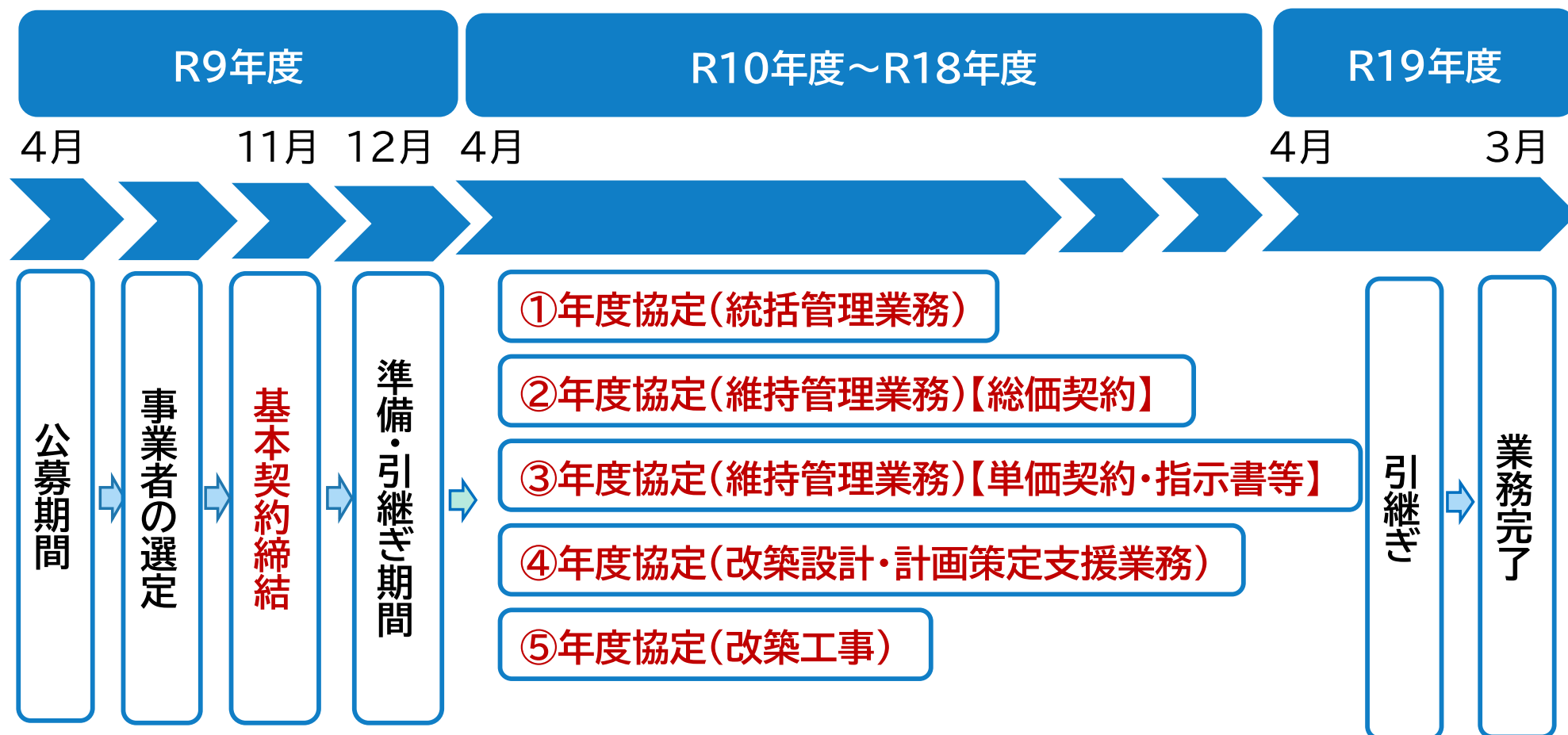
契約締結は以下の方式を想定している。

①公募型プロポーザル方式による優先交渉権者と基本契約を締結

- ・基本契約には、委託料総額、総事業量、基本的契約条項等を定める

②年度毎に業務毎の年度協定を締結

- ・年度協定は統括管理業務、維持管理業務(総価契約)、維持管理業務(単価契約・指示書等)、改築設計・計画策定支援業務及び改築工事の計5つを想定
- ・年度協定毎に基本契約に基づく年度単位の業務数量、委託料、また検査支払の詳細等を定める



年度協定締結時に最新の労務単価及び材料単価を反映

年度協定の分類について

年度協定は、統括管理業務、維持管理業務（総価契約、単価契約・指示書等）、改築設計・計画策定支援業務及び改築工事の種別毎に年度毎の数量等を定める。

対象業務

統括管理業務

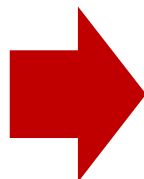
計画的維持管理業務

住民対応等業務

問題解決業務

改築業務

計画策定支援業務



年度協定の分類

①年度協定（統括管理業務）

統括管理業務

②年度協定（維持管理業務）【総価契約】

計画的維持管理業務

③年度協定（維持管理業務）【単価契約・指示書等】

住民対応等業務

問題解決業務

④年度協定（改築設計・計画策定支援業務）

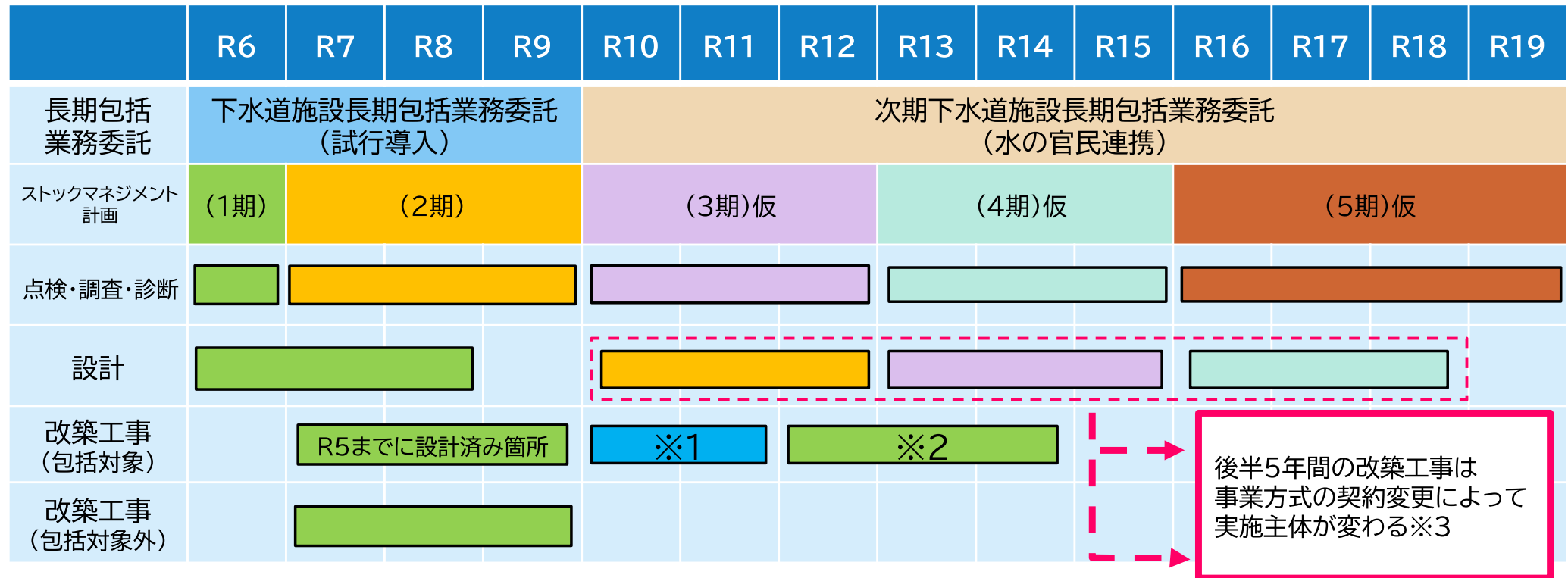
改築業務（設計）

計画策定支援業務

⑤年度協定（改築工事）

改築業務（工事）

調査・設計・改築工事 年度別実施イメージ(スパン概念図)



※1 全国特別重点調査に伴う改築工事:受託者が実施

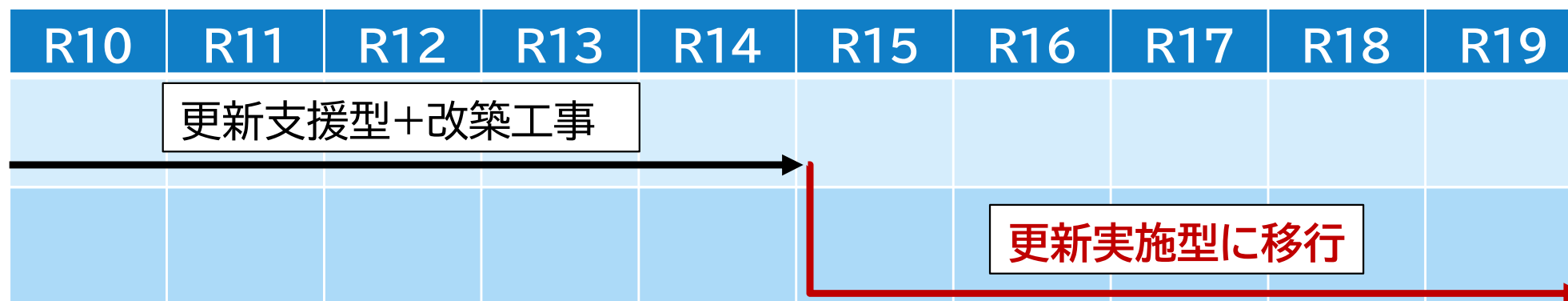
※2 スtockマネジメント計画(1期)で改築と判定された路線のうち詳細設計済みの箇所:受託者が実施

※3 次ページ参照

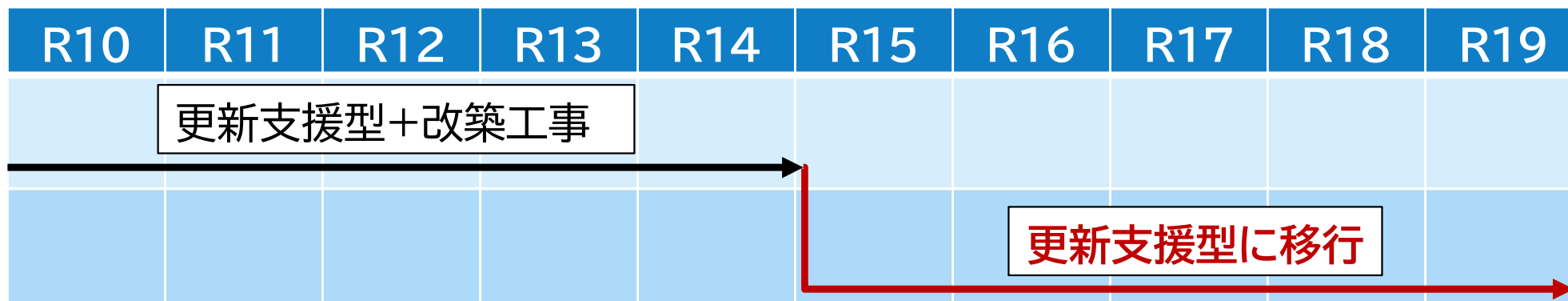
下水道法等の改正によって変更になる可能性がある

協議による事業方式の契約変更について

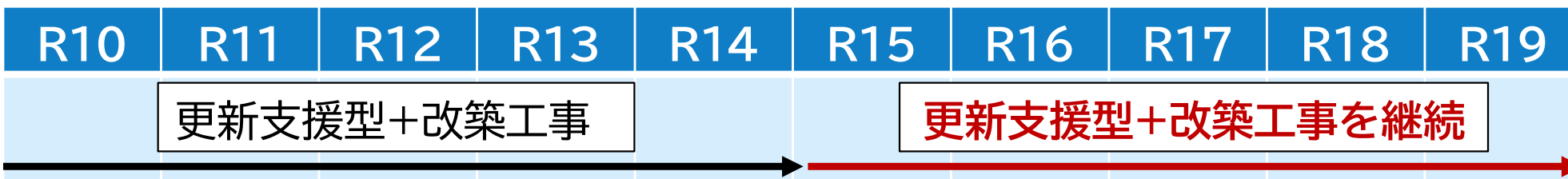
パターン①【更新実施型に移行】



パターン②【更新支援型に移行】



パターン③【更新支援型+改築工事を継続】



事業途中で協議のうえ変更契約を行い、事業方式を変更することも想定
詳細設計済み路線の改築工事は、受託者が実施することを想定

想定数量・概算事業費(案)

・想定数量・概算事業費については現在精査中。今後、アンケート結果による対象事業の検討等を踏まえ、事業費の精査を行っていく。

大分類	中分類	小分類	対象施設	想定数量 10年あたり
統括管理業務	一元管理業務	各業務の一元管理	対象施設全般	1式/年
		提案事項への対応		1式/年
		品質向上、コスト削減、住民サービス向上への取り組み		1式/年
		統括会議		1式/年
	データ管理業務	—	対象施設全般	1式/年
	更新計画案作成業務	—	対象施設全般	1式/年

想定数量・概算事業費(案)

大分類	中分類	小分類	対象施設	想定数量 10年あたり
計画的維持管理業務	計画的点検調査 (SM計画による)	マンホール目視調査工	マンホール(蓋含む)	7,000箇所(昼間) 3,000箇所(夜間)
		管きょTVカメラ調査	管きょ	30,000m(昼間) 40,000m(夜間)
		管きょ潜行目視調査(φ800mm 以上～φ1,500mm未満)		15,000m
		管きょ潜行目視調査 (φ1,500mm以上)		25,000m
		管きょ内洗浄工		30,000m(昼間) 40,000m(夜間)
	計画的清掃等	管きょ点検(夏季)	管きょ	30,000m
		管きょ点検(冬季)		30,000m
		分水人孔点検	マンホール	210箇所
		雨水貯留浸透施設点検	雨水貯留浸透施設	85箇所
		吐口点検	吐口	50箇所
		管きょ清掃(夏季)	管きょ	6,400m
		管きょ清掃(冬季)		6,400m
		管きょ清掃(貯留管φ1650)		250m
		伏越し施設清掃	伏越し	160箇所
		雨水貯留浸透施設清掃	雨水貯留浸透施設	170箇所
		側溝清掃	ポンプ所等	20箇所
		合流改善施設清掃	合流改善施設	30箇所
		吐口清掃	吐口	50箇所
		用地管理	下水道用地	1式/年

想定数量・概算事業費(案)

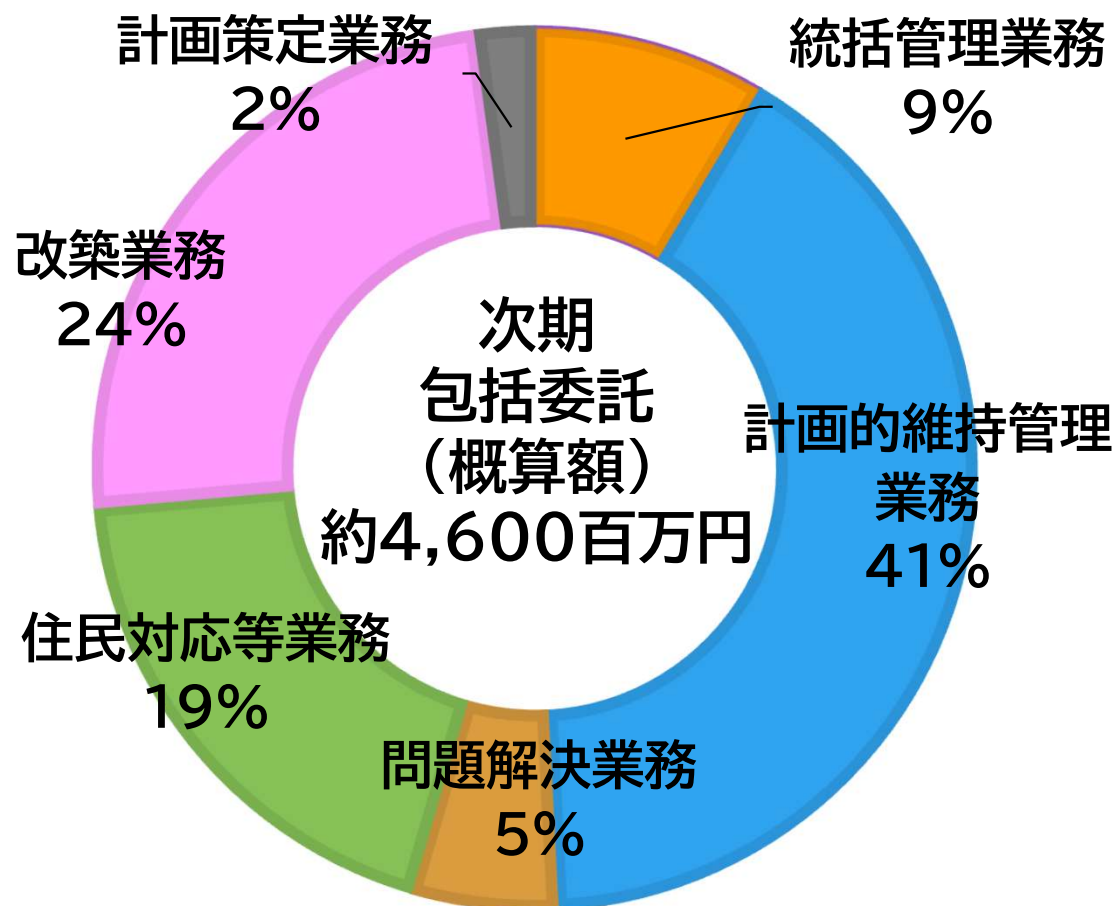
大分類	中分類	小分類	対象施設	想定数量 10年あたり
計画的維持管理業務	修繕設計 (管きよ、伏越し)	修繕詳細設計	管きよ	2,780m
		調査工	伏越し	1式/年
		修繕基本設計	伏越し	1式/年
		修繕詳細設計	伏越し	1式/年
	修繕工事等 (ストックマネジメント修繕、 小規模工事、伏越し修繕)	修繕工事(ストックマネジメント計画に基づく) 管きよ部分補修工	管きよ	400箇所
		修繕工事(ストックマネジメント計画に基づく) 取付け管更生工φ150mm	取付け管	310箇所
		小規模工事(道路工事に伴う人孔口環改修等)	マンホール	140件
		伏越し修繕	伏越し	10箇所
住民対応等業務	住民対応業務	緊急対応窓口	対象施設全般	1式/年
		下水道施設に関する住民対応・苦情対応	対象施設全般	450件
		台風待機	—	120時間
		GWパトロール 年末年始パトロール	—	220時間
	緊急対応 (調査点検・清掃)	—	対象施設全般	390件
	緊急対応 (維持管理)	—	対象施設全般	470件
問題解決業務	臭気対策 (調査)	臭気苦情に基づく臭気調査および対策必要箇所の特定	管きよ	1式/年
	現場確認・調査 (各種計測機械の設置)	対策必要箇所への各種計測機器の設置	管きよ	13箇所/年
	水質調査	合流式下水道の雨天時放流水質調査	雨水吐口	10箇所

想定数量・概算事業費(案)

大分類	中分類	小分類	対象施設	想定数量 10年あたり
改築業務	改築設計	改築設計(管更生) 詳細設計(小口径管)	管きよ	1,900m
		改築設計(管更生) 詳細設計(中大口径管)		2,000m
		改築(布設替え) 詳細設計(φ1,200mm未満)		2,100m
	改築工事(詳細設計済みの路線)	改築工事(管更生) 小口径管(φ800未満)	管きよ	150m
		改築工事(管更生) 中大口径管(φ800mm以上)		500m
計画策定支援業務	ストックマネジメント実施方針等 見直し	管路施設編	管路施設	2回
		ポンプ所編	ポンプ所	2回

概算事業費(案)の内訳

・概算事業費の内訳(包括対象業務)



※R10～R19年度分の総額事業費(概算)
※改築工事の事業費(概算)は前半5年のみ計上
※事業費は現時点での想定であり、変動する見込み

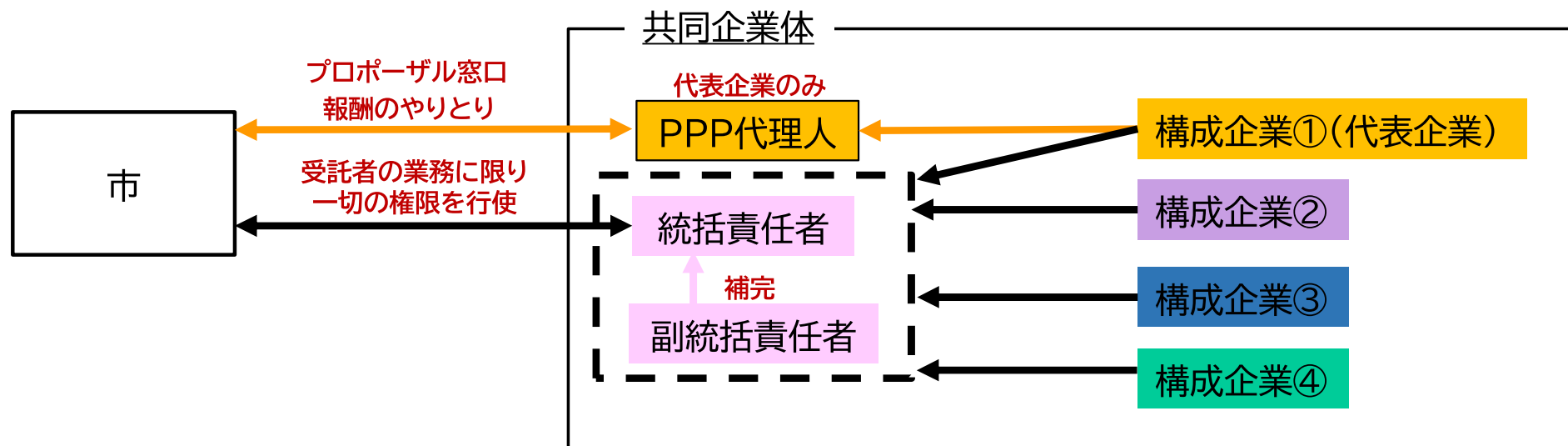
6. 参加資格要件



参加者の構成等について

◆参加者の構成等

- ・参加者は、**複数の企業により構成された共同企業体**とする。なお、構成員数の制限は設けない。
- ・構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業の中からPPP代理人を定める。公募型プロポーザルに係る書類はPPP代理人が提出する。また、本業務契約に関して市と契約について協議を行うほか、市から支払われた報酬を構成員へ分配する。
- ・構成員(代表企業を含む)の中から統括責任者を選出する。統括責任者は、市との連絡窓口となり本業務を統括的に管理・運営するほか、本業務に関し、受託者の業務に限り一切の権限を行使することができる。なお、**補完体制**として副統括責任者を配置できるものとする。
- ・参加者は、武蔵野市または近隣区市(三鷹市、小金井市、西東京市、杉並区、練馬区)に**本店、支店又は営業所を有する企業**を構成員に含むこと。
- ・参加者の構成員は、**他の参加者の構成員になることはできない**。



PPP代理人・統括責任者の関係と役割のイメージ

参加者の構成等について

◆構成員の要件

- ・東京電子自治体共同運営電子調達サービスで武蔵野市における競争入札参加資格を得ていること。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ・武蔵野市、国土交通省関東地方整備局又は東京都から指名停止を受けていないこと。
- ・経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたときをいう。)にないこと。
- ・各業務における資格要件を満たす技術者を配置すること。

配置技術者における資格要件について

・配置技術者における資格要件については今後変更する可能性がある。

業 務	役割	資格	補 足
—	統括責任者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤一級土木施工管理技士	・統括管理業務の主任技術者との兼務は可 とし、それ以外の業務における主任技術者 との兼務は不可

配置技術者における資格要件について

業 務		役割	資格	補 足
統括管理業務	一元管理	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤一級土木施工管理技士	・各主任技術者と兼務可 ・統括責任者を兼務する場合においては、他業務の主任技術者と兼務不可とするが、本業務の履行に支障がないと認められた場合に限り兼務可
	データ管理	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤下水道管路管理技士(主任技士) ⑥一級土木施工管理技士	・各主任技術者と兼務可 ・統括責任者を兼務する場合においては、他業務の主任技術者と兼務不可とするが、本業務の履行に支障がないと認められた場合に限り兼務可
	更新計画案作成	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤一級土木施工管理技士	・各主任技術者と兼務可 ・統括責任者を兼務する場合においては、他業務の主任技術者と兼務不可とするが、本業務の履行に支障がないと認められた場合に限り兼務可

配置技術者における資格要件について

業 務		役割	資格	補 足
計画的維持管理業務	計画的点検調査	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤下水道管路管理技士(主任技士)	・各主任技術者と兼務可
	計画的清掃等	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤下水道管路管理技士(主任技士)	・各主任技術者と兼務可
	修繕設計 (管きよ、伏越し)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	修繕工事等 (ストックマネジメント修繕、 小規模工事、伏越し修繕)	主任技術者	建設業法等の定めに従い、各構成員が必要な現場技術者を配置する	
住民対応等業務	住民対応	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤下水道管路管理技士(主任技士) ⑥一級土木施工管理技士	・各主任技術者と兼務可

※ 各種業務に係る作業従事者の必要資格は法令を遵守すること。

配置技術者における資格要件について

	業 務	役割	資格	補 足
住民対応等業務	緊急対応 (調査点検・清掃)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士) ⑤下水道管路管理技士(主任技士)	・各主任技術者と兼務可
	緊急対応 (維持管理工事)	主任技術者	建設業法等の定めに従い、各構成員が必要な現場技術者を配置する	
問題解決業務	臭気対策(調査)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	現場確認・調査(各種計測機械の設置)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	水質調査	主任技術者	①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可

※ 各種業務に係る作業従事者の必要資格は法令を遵守すること。

配置技術者における資格要件について

	業 務	役割	資格	補 足
改築業務	改築設計	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	改築工事	主任技術者	建設業法等の定めに従い、各構成員が必要な現場技術者を配置する	・各主任技術者と兼務可
計画策定支援業務	ストックマネジメント計画実施方針等見直し(管路施設)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	ストックマネジメント計画実施方針等見直し(ポンプ所)	主任技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道)	・各主任技術者と兼務可

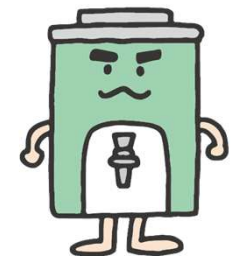
※ 各種業務に係る作業従事者の必要資格は法令を遵守すること。

配置技術者における資格要件について

	業 務	役割	資格	補 足
計画的維持管理業務	修繕設計(管きよ、伏越し)	照査技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各照査技術者と兼務可 ・各主任技術者と兼務不可
改築業務	改築設計	照査技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各照査技術者と兼務可 ・各主任技術者と兼務不可
計画策定支援業務	ストックマネジメント計画 実施方針等 見直し(管路施設)	照査技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道) ④下水道管路管理技士(総合技士)	・各主任技術者と兼務可
	ストックマネジメント計画 実施方針等 見直し(ポンプ所)	照査技術者	【以下のいずれか】 ①技術士(総合技術監理部門(下水道)) ②技術士(上下水道部門(下水道)) ③RCCM(下水道)	・各主任技術者と兼務可

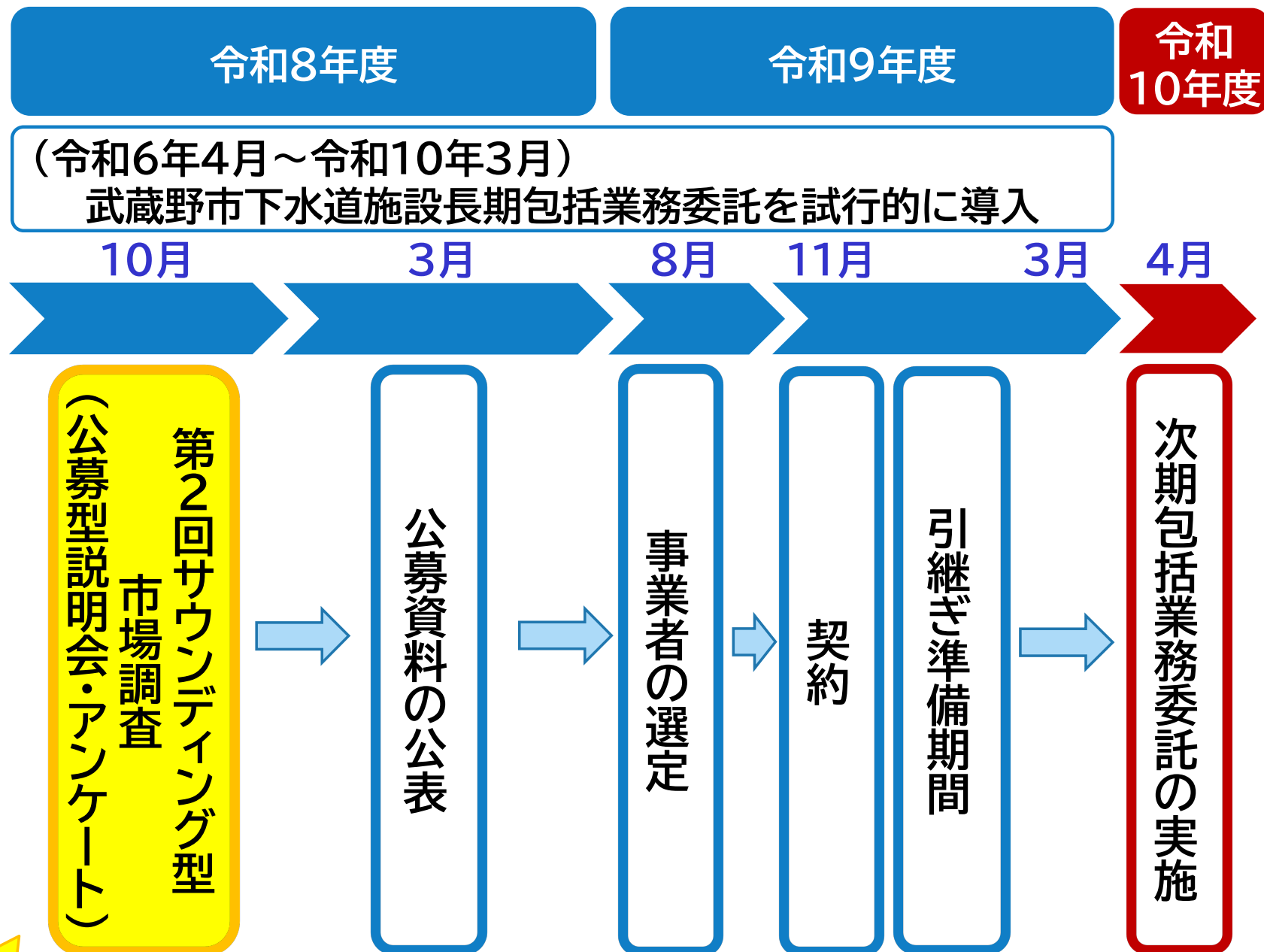
※ 各種業務に係る作業従事者の必要資格は法令を遵守すること。

7. 今後の予定について



タンクン
(雨水タンク)

今後のスケジュール(予定)



本日の説明会

アンケートについて

「アンケート調査票(資料2)」をダウンロードしていただき、
ご回答いただきますようお願いいたします。

○ アンケート調査

回答締切: 令和8年10月23日(金)

▲ アンケートは、武蔵野市ホームページまたは下記QRコードから
ダウンロード可能です。

➡ 次期下水道施設長期包括業務委託(水の官民連携)の
サウンディング型市場調査の実施

参考URL

https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuido/gesuido/1044629/1054911.html



▲ アンケート提出はメールでお願いします。

➡ E-mail : SEC-GESUIDOU@city.musashino.lg.jp

○ アンケート結果の公表

令和9年1月末頃に、武蔵野市ホームページで公表する予定です。



まっすん
(雨水浸透ます)